平成２３年（フ）第１０１７４号
神奈川県横浜市磯子区洋光台２丁目18―22　サンライトハイツＳ103
債務者　平田　里実（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７５号
東京都昭島市田中町１丁目31―９―103
債務者　巻口　一彦
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７６号
東京都昭島市田中町１丁目31―９―103
債務者　巻口　亜季（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７７号
東京都西東京市谷戸町２丁目12―９―204
債務者　秋山　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１８７号
東京都板橋区板橋３丁目43―２―103　ジョイフル板橋増田方
債務者　土井さや香
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１９４号
東京都北区豊島１丁目22―１―302
債務者　石田恵美里
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２０２号
千葉県市川市相之川２丁目11―９―202
債務者　神田　光子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２１１号
東京都杉並区今川４丁目19―４―202
債務者　高良　貞敏
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２１４号
東京都調布市上石原２丁目16―33
債務者　冨重　　緑
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２１５号
東京都調布市上石原２丁目16―33
債務者　冨重りかこ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２１６号
東京都東久留米市下里４丁目１―23―301
債務者　杉山　大介
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２１号
東京都文京区白山１丁目33―８―811
債務者　今井　嘉子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２２号
千葉県市川市南大野１丁目45―１―609
債務者　日向　幸司
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２２３号
東京都中野区上鷺宮４丁目13―18―508
債務者　窪田千恵子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２３０号
埼玉県春日部市道口蛭田124―２　ルネ春日部７号棟407、住民票上の住所埼玉県越谷市大字大吉604―５
債務者　松本　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部